

定期考査期間中に警報が発令された場合の措置

教務部

- (1) 午前7時現在で、洲本市、淡路市、南あわじ市のいずれかに警報が出されているときは、自宅待機する。

午前9時までに警報が解除されたときは、午前11時より定期考査を実施する。

1校時 11:00～11:50

2校時 12:05～12:55

3校時 13:40～14:30

- (2) 警報発令により休校となった場合は、考査最終日の次の日に休校となった考査を実施する。なお考査終了後は平常授業を行う。

平成26年1月10日から適用する